

Title	〔商法 四〇六〕違法な抵当証券商法の被害者から抵当証券販売会社の名目的取締役らに対する商法二六六条の三第一項所定の第三者に対する損害賠償責任が否定された事例
Sub Title	
Author	加々美, 博久(Kagami, Hirohisa) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.11 (2000. 11) ,p.129- 138
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20001128-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔商法 四〇六〕

違法な抵当証券商法の被害者から抵当証券販売会社の
名目的取締役らに対する商法二六六条の三第一項所定
の第三者に対する損害賠償責任が否定された事例

（東京地方裁判所平成六年七月二十五日判決
東京地裁昭和六二年（ワ）第一三七二〇号損害賠償請求事件
判例時報一五〇九号三一頁）

〔判示事項〕

たとえ名目的であれ、取締役に就任することを承諾しながら取締役としての職務に何ら従事しなかったことはその職務を怠ったということができるが、当該取締役は抵当証券販売会社の関連会社の従業員として入社し、抵当証券販売会社の業務を全く行わない名目上の取締役として就任したもので、抵当証券販売会社及びその関連会社のワンマン経営者に影響力を及ぼし得る地位になかったこと、取締役としての在任期間は四カ月半で無報酬であったこと、短期間に業務内容に精通して取締役としての職責を果たすこ

と極めて困難というべきこと等を総合勘案すれば、その職務を懈怠したと原告らの被った損害との間には相当因果関係は存在しないというべきである（Y₇）。

〔参照条文〕

商法二六六条の三第一項

〔事実〕

1 A社は抵当証券の販売等を目的とする会社であり、自社及び関連会社所有の不動産を担保に法務局から抵当証券の交付を受け、昭和五九年五月から、抵当証券の販売と称して、その売渡証券と預り証券を兼ねたものであるモーゲ

ーJ 証書を一般投資家に販売し、約一〇〇億円にのぼる販売実績を挙げた後、昭和六一年一二月に破産宣告を受けた。X らは、昭和五九年六月から昭和六一年一月までの間に五〇万円から四五〇〇万円を投資して、A 社からモーゲージ証書を購入した一般投資家である。

2 A 社は、当時の抵当証券取引が法務局より発行された抵当証券原券を顧客に交付せず抵当証券会社が作成したモーゲージ証書を交付し、専ら抵当証券会社の信用のみに依存させる取引形態で行われていることに着目し、これを悪用して、新聞の折込広告、パンフレット等に、不動産担保付で、元利金保証付きの安全確実な投資であるとして顧客を勧誘し、顧客に対しては、発行を受けた抵当証券に表章された抵当権の被担保債権額を超える多額のモーゲージ証書を販売した(いわゆる多重売り)。かかる多重売りは、特段の事情のない限り顧客に対し元利金の償還ができない事態が早晚到来することが明らかに予測できる行為であり、これを顧客に秘して行われていたもので詐欺的な違法行為である。

3 Y₁ は、A 社の代表取締役及び関連会社四社の代表取締役ないしは取締役であって、A 社及び関連会社のワンマン経営者として、経営、資金の運用、人事について、他の取

締役に諮ることなく独断で行っていた。

Y₂ は、昭和五九年五月二十六日、Y₁ に A 社の全株式を譲渡した者であり、譲渡後、A 社が現在の商号に変更し、抵当証券販売業務を開始した。Y₂ は Y₁ との間で、株式譲渡残余金は当事者間で別に定めるところにより支払う、支払を完了するまで Y₂ は A 社の取締役に留任するが、A 社の債権債務には一切関係しないとする内容の公正証書を作成した。

Y₂ は約定どおり A 社の取締役に留任し、残代金の一部の支払を終えた昭和五九年八月三十一日に取締役を辞任する手続の書類に押印し、同年一〇月一二日に至り同月一日付で取締役の辞任登記がなされた。一方で、Y₂ は、昭和五九年八月一日、自らがオーナーである B 会社において、A 社と競業関係にある抵当証券業務を開始した。

Y₃ は、昭和五九年一〇月一日から昭和六〇年一〇月五日までの間 A 社の取締役の登記がなされており、A 社の常務取締役として、抵当証券商法に精通し、Y₁ の意を受けて従業員に対する営業方法の指導等に当たった。

Y₄ ないし Y₆ は、いずれも A 社の関連会社の名目的取締役ないし監査役であった。

Y₇ は、昭和六〇年一〇月ころ、A 社の関連会社(スーパーマーケット)に従業員として入社し、食料品販売等に従

事した後、昭和六一年三月ころ、同じくA社の他の関連会社（化粧品の小売り）に取締役として就任し、関連会社の代表取締役であったY₁の秘書役等を勤めた。その間の昭和六一年一月一〇日にA社の名目的取締役に就任し、同月二五日に登記がなされたが、取締役としての報酬を受けたことはなく、取締役会開催の通知を受けたり、Y₁からA社の経営、業務について相談を受けたりすることもなかった。

Y₇は、昭和六一年四月ころ、A社の抵当証券をめぐる新聞報道がなされたことから、A社の取締役を辞任する旨Y₁に申し入れたが、Y₁が応じなかったため出勤を止めたとし、同年五月二六日取締役の辞任が認められ、同年六月一〇日に辞任の登記がなされた。

Y₈は、A社の関連会社の従業員として入社し、A社の取締役または監査役として登記がなされていたが、かかる登記は不実の登記であった。

Y₉はY₁の妻で、A社の関連会社の監査役としての登記がなされ、Y₁₀はY₁の子供で、A社の監査役として登記がなされたが、いずれも不実の登記であった。

Y₁₁は、昭和六〇年四月ころ、A社の関連会社（スーパーマーケット）の従業員として入社し、精肉部門のチーフとして勤務したが、同年八月末ころY₁からY₁₁を解雇するよう

指示があった旨言い渡されたことから、自ら辞職届を提出してA社の関連会社を退社した。Y₁₁は、その間の昭和六〇年七月二〇日ころ、A社の名目的取締役に就任することと同意し、昭和六〇年七月二〇日から同年一〇月五日までの間の取締役の登記がなされた。

Y₁₂は、昭和六〇年二月二二日ころ、A社の関連会社の従業員として入社し、昭和六〇年八月二七日ころ退社した。Y₁₂は、昭和六〇年七月二〇日ころ、A社の名目的取締役に就任することに同意し、昭和六〇年七月二〇日から同年一〇月五日までの間の取締役の登記がなされた。

Y₁₃は、A社の関連会社（スーパーマーケット）の従業員として入社し、関連会社の取締役登記がなされていたが、不実の登記であった。

Y₁₄は、A社の従業員であったが、Y₁と親密な関係にある秘書的存在であり、A社の業務執行は、Y₁からY₁₄に指示がなされ、Y₁₄が従業員に指示していた。

Y₁₅は、昭和五九年当時大関の地位にあり、A社のテレビコマーシャルに出演した。

4 X₄は、Y₁ないしY₁₄に対して、X₄らに対する共同不法行為を理由として、併せてY₁ないしY₁₃に対しては、A社またはA社の関連会社の取締役または監査役として商法二六

六条の三第一項、二八〇条第一項に基づき、Y₁₅に対しては不法行為（詐欺行為）の幫助を理由として、モーゲージ証券購入金額相当額を損害として損害賠償請求の訴訟を提起した。

〔判旨〕

Y₂について（請求棄却）

「Y₂は、株式譲渡代金の受領確保の手段としてA社の取締役の地位に留まったものであって、A社の業務執行に関与することが予定されていないいわば名目的取締役であったといふべきである。」

もっとも、Y₂は、たとえ名目的であれ、取締役に留まることを承諾しながらA社の取締役としての職務に何ら従事しなかつたもので、その職務を怠つたといふことはできる。

しかし、前示のとおり、Y₂は、自ら別会社のオーナーとして抵当証券業務に従事しており、A社及びその関連会社のオーナーでありワンマン経営者であるY₁に影響力を及ぼし得る地位になかつたこと、Y₂のA社の取締役としての在任期間は四カ月余で、無報酬であつたこと、Y₂は取締役会開催の通知を受けたこともなく、前示のような短期間内に業務内容に精通して取締役としての職責を果たすことは極めて困難といふべきであること、また仮に取締役としての

意見を述べても、前記のような経営者であるY₁がY₂の意見に従うということは可能であつたとはいひ難いことなどを総合勘案すれば、Y₂がA社の名目的取締役としてその職務を懈怠したとXらの被つた損害の発生との間には相当因果関係が存しないといふべきである。」

Y₇について（請求棄却）

「Y₇は、たとえ名目的であれ、取締役に就任することを承諾しながらA社の取締役としての職務に何ら従事しなかつたのであるから、その職務を怠つたといふことはできる。」

しかし、前示のとおり、Y₇は、A社の関連会社（一部省略）の従業員として入社し、A社の取締役として業務を行わない名目上の取締役に就任したもので、A社及びその関連会社のオーナーでありワンマン経営者であるY₁に影響力を及ぼし得る地位になかつたこと、Y₇の取締役として在任期間は四カ月半で無報酬であつたこと、Y₇は、取締役会開催の通知を受けたこともなく、また、前示のような短期間内に業務内容に精通して取締役としての職責を果たすことは極めて困難といふべきであること、また仮に取締役としての意見を述べても、前記のような経営者であるY₁がY₇の意見に従うといふことは可能であつたとはいひ難いことなどを総合勘案すれば、Y₇がA社の名目的取締役としてその

職務を懈怠したとXらの被った損害の発生との間には相当因果関係が存しないというべきである。」

Y₁₁について（請求棄却）

「Y₁₁は、たとえ名目的であれ、取締役就任することを承諾しながらA社（一部省略）の取締役としての職務に従事しなかったのであるから、その職務を怠ったということとはできる。」

しかし、Y₁₁は、A社の関連会社（一部省略）においてスーパーマーケット関係の一般事務という単純業務に従事したにすぎず、A社の業務内容は全く知らずY₁に影響力を及ぼし得る地位になかったこと、他方、Y₁はA社及びその関連会社のオーナーであるワンマン経営者であったこと、Y₁₁のA社の取締役としての在任期間は三カ月足らずであること、（一部省略）Y₁₁はA社の取締役としての報酬を受けておらず取締役会開催の通知を受けたこともなく、A社の取締役として扱われたことは全くなかったことが認められることなどを併せ勘案すれば、A社の取締役としての職務懈怠につき悪意又は重大な過失があったとまで認めることはできないというべきである。のみならず、以上の認定及び判断に照らすと、Y₁₁において前示のような短期間に業務内容に精通して取締役としての職責を果たすことは極めて困難

というべきであること、また仮に取締役としての意見を述べたとしても、A社及びその関連会社のオーナーでありワンマン経営者であったY₁がY₁₁の意見に従うということは（一部省略）可能であったとはいい難いなどを総合勘案すれば、Y₁₁がA社の名目的取締役としてその職務を懈怠したとXらの被った損害の発生との間には相当因果関係が存しないというべきである。」

〔研究〕

Y₂の責任を否定した結論に反対し、Y₇、Y₁₁の責任を否定した結論に賛成する。

1 本件は、破産した抵当証券販売会社A社の詐欺的商法による被害者が、元役員及び元従業員、並びに宣伝広告をした力士を相手に、不法行為及び商法上の取締役又は監査役の責任に基づいて損害賠償請求をした事案である。

本判決は、取締役として実際に活動していたY₁、Y₃、及び従業員として事業に深く関わっていたY₁₁について共同不法行為を理由とする損害賠償請求を認容したが（なお、Y₁は取締役としての商法二六六条の三第一項の責任を自認した）、その余のYらに対する請求をいずれも棄却した。このうち、いわゆる名目的取締役であるY₂、Y₇、Y₁₁、Y₁₂に対する商法二六六条の三第一項の損害賠償請求については、

職務懈怠と損害発生との間に相当因果関係がないことを理由として (Y₁₁, Y₁₂ については、職務懈怠についての悪意または重過失も否定) 棄却し、A 社またはその関連会社の取締役または監査役とし登記されていた Y₄ ないし Y₆、Y₈ ないし Y₁₀、Y₁₃ に対しては、それらがいずれも不実の登記であることを理由として、商法二六六条の三第一項の損害賠償請求を棄却した。また、A 社の広告に出演した Y₁₅ に対する不法行為の幫助の成立を否定し、損害賠償請求を棄却した。

本判決は、①名目的取締役についての商法二六六条の三第一項による損害賠償請求の成否のほか、②抵当証券販売会社の詐欺的商法の不法行為の成否、③抵当証券販売会社の広告に出演した者に対する不法行為の幫助による損害賠償請求の成否がそれぞれ争点となったが、本研究は、①の争点に絞り、Y₂、Y₇、Y₁₁ (Y₁₂ については Y₁₁ の中で併せて検討する) の責任の有無について検討することとした。

2 商法二六六条の三第一項の取締役の第三者に対する責任に関して、最高裁昭和四四年一月二六日大法廷判決 (民集二三卷一一号二五〇頁) は、「株式会社取締役が悪意または重大な過失により会社に対する義務に違反し、よって、第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠と第三者の損害との間に相当の因果関係があるかぎり、

会社が右任務懈怠の行為によって損害を被った結果、ひいて第三者に損害を生じた場合であると、直接第三者が損害を被った場合であるとを問うことなく、当該取締役が直接第三者に対し損害賠償の責に任ずることを定めた規定である」ことを判示した。商法二六六条の三第一項の取締役の第三者に対する責任の性質に関する、いわゆる法定責任を判示した判例である¹⁾。

また、平取締役の商法二六六条の三第一項の第三者に対する責任に関して、最高裁昭和四八年五月二二日判決 (民集二七卷五号六五五頁) は、「株式会社の取締役は、会社に対し、代表取締役が行う業務執行につき、これを監視し、必要があれば、取締役会をみずから招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じてその業務執行が適に行われるようにする職責がある」として代表取締役の業務執行について取締役の監視義務を明確にした²⁾。

これらの判例を受けて、違法行為に直接関与しない取締役の商法二六六条の三第一項の第三者に対する責任の有無については、①任務懈怠の有無を判断する前提としての監視義務の範囲 (商法二六〇条一項後文)、②任務懈怠についての悪意または重過失の有無、③任務懈怠と第三者の損害との相当因果関係の有無、④損害の有無が、裁判の争点と

して争われることとなった。

3 取締役の第三者責任の中で、いわゆる名目的取締役の責任については、最高裁昭和五五年三月一八日判決（判例時報九七一号一〇一頁）が、会社の内部的事情ないし経緯によって会社に常勤せずその経営内容にも深く関与しないことを前提とするいわゆる社外重役として名目的に就任した取締役について、会社の業務執行について監視義務の尽くしようがないとして、名目的取締役に對する損害賠償請求を棄却した原審の判決を破棄し、名目的取締役であつても取締役として同様の責任がある旨判示して、原審に差し戻した。

しかしながら、名目的取締役の責任を認めた前記最高裁判例以降も、名目的取締役の責任を認める判例がある一方で、責任を否定した判例も出ており、名目的取締役の取締役としての第三者責任については、錯綜した状況となつて⁽³⁾いる。

これは、名目的取締役に、取締役としての具体的な職務を観念することができないため、前記の①任務懈怠の有無を判断する前提としての監視義務の範囲（商法二六〇条一項後文）、②任務懈怠についての悪意または重過失の有無、③任務懈怠と第三者の損害との相当因果関係の有無、④損

害の有無の各争点を具体的に判断することに困難が生じるためである。しかしながら、名目的取締役が職務を放棄していることから、抽象的な意味での職務懈怠（監視義務違反）を認め、抽象的な意味での職務懈怠についての悪意または重過失や、職務懈怠と損害との相当因果関係を認めて、取締役の第三者に對する責任を認めることは、具体的に職務執行している取締役の第三者責任の検討方法に比較すると乱暴といわざるを得ない。結局、名目的取締役の第三者責任についても、名目的取締役が会社の取締役就任に至つた経緯、経営者を含めた会社の状況、会社と名目的取締役との関係、報酬の有無、就任の期間等の諸事情に照らして、職務懈怠（監視義務違反）の有無、悪意または重過失の有無、職務懈怠と損害との相当因果関係の有無を具体的に判断していかざる得ないものと考ええる。

本判決は、名目的取締役の責任を否定したが、名目的取締役に就任した経緯や立場、業務内容等が被告ごとに異なり、各名目的取締役の責任の有無を吟味するうえで恰好の材料を提供しているものと考えられる。

4 本判決は、名目的取締役の第三者責任について、名目的取締役が会社の取締役就任に至つた経緯、経営者を含めた会社の状況、会社と名目的取締役との関係、報酬の有無、

就任の期間等の諸事情に照らして、職務懈怠（監視義務違反）の有無、悪意または重過失の有無、職務懈怠と損害との相当因果関係の有無を認定したうえ、名目的取締役の第三者責任の有無を判断しており、その判断手順は賛成できる。

5 次に、各名目的取締役についての責任判断について個別に検討していく。

(1) Y_2 について、本判決は、 Y_2 が自らも別会社のオーナーとして担当証券業務を行っており、 Y_1 に影響力を及ぼし得る地位になかったこと、取締役の在勤期間が四カ月余と短期でその期間内に業務に精通して取締役としての職責を果たすことは極めて困難であること、無報酬であったこと、取締役会開催の通知もなかったこと、仮に取締役としての意見を述べたとしても、 Y_1 がこれに従うということが可能であったとはいえない難いことの事情を勘案して、任務懈怠と第三者の損害との相当因果関係を否定した。

なるほど、本件判決が認定した Y_1 による経営状況からは、 Y_2 が取締役としての意見を述べたとしても、 Y_2 による違法行為を阻止し得たと考えることは困難であろう。しかし、 Y_2 は A 社との間で雇用契約がある訳でもなく、 Y_1 との間で A 社の株式を譲渡した当事者であり、その意味では A 社の

オーナーともいえる Y_1 と対等な関係にある。本件の違法な担当証券販売について、取締役として意見を対等な形で述べることができた筈であり、その結果 Y_1 が動かかったのであれば、取締役として辞任すべきであろう。 Y_2 が A 社と同様の担当証券業務を行っている会社のオーナーであることも、相当因果関係を否定する理由にはならず、かえって A 社の業務に短期期間で精通することができる事情ともいえる。 Y_2 が名目的であれ、何もしないまま、任務懈怠と損害との間に相当因果関係がなつたという本判決の判断には疑問が残る。

なお、名目的取締役の責任を認めた前記昭和五五年判決では、名目的取締役が就任した会社の取引先の会社代表者であり、就任した会社代表者からの要請によって、会社の資本の五分の一に当たる株式を有する株主になったこと、さらに取締役に就任した事情・経緯にかんがみると、名目的取締役の就任した会社の代表取締役に対する影響力は少なかつたものと考えられるから、名目的取締役が職責を尽くすことが不可能であったとはできない旨を判示しており、本件での Y_2 の責任を考えるうえで参考になる。

(2) Y_7 について、本判決は、 Y_2 と同様に、 Y_1 に影響力を

及ぼし得る地位になかったこと、取締役の在勤期間が短期でその期間内に業務に精通して取締役としての職責を果たすことは極めて困難であること、無報酬であったこと、取締役会開催の通知もなかったこと、仮に取締役としての意見を述べたとしても、Y₁がこれに従うということが可能であったとはいい難いことの事情を勘案して、任務懈怠と第三者の損害との相当因果関係を否定した。

Y₇がA社の従業員であり、名目的取締役として就任するに至った経緯がY₂とは異なる。Y₇は従業員にすぎず、A社内では取締役としては全く処遇されていない。このような者まで、取締役に就任することに同意した（実質は、取締役就任登記をすることに同意したとみるべきであろう）ことをもって、名目的取締役としての責任を負担することは、行き過ぎであろう。本判決が任務懈怠と損害との間に相当因果関係を否定したことは是認できる。

(3) Y₁₁について、Y₇とほぼ同様の判断をしている。加えて、Y₁₁についてはA社の関係会社の仕事に従事していたにすぎず、A社の業務内容は全く知らなかったことの事情を認めて、職務懈怠についての悪意または重大な過失も否定している。

取締役に課せられる注意義務の程度は、会社の機関とし

ての取締役会の構成員として一定の職務を観念されており、一般人の注意義務の以上のものが課せられているものと考えられるが、株式会社のものほとんどが人的色彩の強い個人企業であり、取締役もその家族や知人等で占められている現状に照らすと、取締役の注意義務の程度についても、現実の状況を踏まえて多少の幅を考えざるを得ないのではない。Y₁₁について、職務懈怠についての悪意または重大な過失も否定した本判決の判断は、相当と考える。

6 本判決の結論と、前記最高裁昭和四四年一月二六日判決、最高裁昭和五年三月一八日判決内容を比較検討する。

最高裁昭和四四年の判決は、県会議員としてその地方名士である者が、会社を経営していた者から業績回復のためにその者の信用を利用する意図で会社の代表取締役を依頼され、これに基づいて代表取締役に就任したものの、会社の業務一切を任せきりにした事案である。当該代表取締役には、取締役としての職務懈怠があり、取締役としてその職務を行おうと思えばその職務を行うことも十分可能であり、経営者に対する影響力を及ぼしうる地位にあった事案であって、本判決の考え方に立つても、職務懈怠についての悪意または重大な過失も、職務懈怠と損害との相当因果

関係も認められる事案である。

最高裁判昭和五五年三月一八日判決は、取引先会社の代表取締役であり、会社の新株発行の際その一部を引き受けた者が、会社の経営に深く関与しないことを前提とする社外重役として取締役就任に就任し、実際にも会社の経営を一切代表取締役就任に任せきりにしていた事案である。この事案も、取締役就任に至った経緯やその地位からして、取締役としてその職務を行おうと思えばその職務を行うことも十分可能であり、経営者に対する影響力を及ぼしうる地位にあった事案であつて(前記5(1))、本判決の考え方に立つても、職務懈怠についての悪意または重大過失も、職務懈怠と損害との相当因果関係も認められる事案である。

以上のとおり、本判決は、前記の二つの最高裁判例にも矛盾抵触しないものと考えられる。

(1) 杉田洋一 最高裁判所判例解説・民事編・昭和四四年
度(下)一〇七六頁(法曹会)

(2) 田尾桃二 最高裁判所判例解説・民事編・昭和四八年
度一頁(法曹会)

(3) 名目的取締役の責任を肯定した最近の判例として、東
京高判平成七・五・一七(金融・商事判例一〇〇二号一五

頁)ほか。

名目的取締役の責任を否定した最近の判例として、仙台
地判昭和六二・一一・二四(判例時報一二七六号一三二
頁)、仙台高判昭和六三・五・二六(判例時報一二八六号
一四三頁)、東京地判平成三・二・二七(判例時報一三九
八号一九頁)ほか。

加々美 博久